

(令和 6 年 7 月 1 日揭示済み)

議会規則

草津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

草津市議会議長 山元 宏和

草津市議会規則第 1 号

草津市議会会議規則の一部を改正する規則

草津市議会会議規則（平成 9 年草津市議会規則第 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
目次 第 1 章～第 7 章 《現行どおり》 第 8 章 補足 (<u>第 1 6 6 条の 2</u> ・第 1 6 7 条) 第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （宿所または連絡所の届出） 第 3 条 議員は、別に宿所または連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、 <u>また</u> 同様とする。 第 4 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用い <u>ない</u> で会議に <u>諮って</u> 議席を変更することができる。 4 《現行どおり》 第 5 条～第 6 条 《現行どおり》 （会期中の閉会） 第 7 条 会議に付された事件を <u>全て</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 第 8 条 《現行どおり》 （会議時間） 第 9 条 《現行どおり》 2 議長は、必要があると認めるときは、 <u>会議に宣告することにより</u> 、会議時間を変更すること	目次 第 1 章～第 7 章 《省略》 第 8 章 補足 (第 1 6 7 条) 第 1 条～第 2 条 《省略》 （宿所または連絡所の届出） 第 3 条 議員は、別に宿所または連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。 第 4 条 《省略》 2 《省略》 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用い <u>ない</u> で会議に <u>はかつて</u> 議席を変更することができる。 4 《省略》 第 5 条～第 6 条 《省略》 （会期中の閉会） 第 7 条 会議に付された事件を <u>すべて</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 第 8 条 《省略》 （会議時間） 第 9 条 《省略》 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員

改正後	改正前
ができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。 4 《現行どおり》 第10条～第13条 《現行どおり》 (議案の提出) 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。 第15条～第16条 《現行どおり》 (修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決の順序) 第18条 他の事件に先立って、表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 (事件の撤回または訂正および動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするときおよび会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> 2 議員が提出した事件および動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委	2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 《改正後に新設》 3 《省略》 第10条～第13条 《省略》 (議案の提出) 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。 第15条～第16条 《省略》 (修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の表決の順序) 第18条 他の事件に先立って、表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 (事件の撤回または訂正および動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするときおよび会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する。</u> 2 議員が提出した事件および動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委

改正後	改正前
員長から請求しなければならない。 (日程の作成および配布) 第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>代える</u>ことができる。 (日程の順序変更および追加) 第21条 議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。 第22条～第23条 《現行どおり》 (日程の終了および延会) 第24条 《現行どおり》 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>延会することができる。 第25条～第28条 《現行どおり》 (投票) 第29条 議員は、<u>議長の指示に従って</u>、順次、<u>投票する。</u> 第30条 《現行どおり》 (開票および投票の効力) 第31条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。 <u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> 第32条～第34条 《現行どおり》 (一括議題) 第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 第36条 《現行どおり》 (議案等の説明、質疑および委員会付託) 第37条 《現行どおり》 2 《現行どおり》	員長から請求しなければならない。 (日程の作成および配布) 第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>かえる</u>ことができる。 (日程の順序変更および追加) 第21条 議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。 第22条～第23条 《省略》 (日程の終了および延会) 第24条 《省略》 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>延会することができる。 第25条～第28条 《省略》 (投票) 第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて</u>、順次、<u>投票を備え付けの投票箱に投入する。</u> 第30条 《省略》 (開票および投票の効力) 第31条 《省略》 2 《省略》 3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。 《改正後に新設》 第32条～第34条 《省略》 (一括議題) 第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 第36条 《省略》 (議案等の説明、質疑および委員会付託) 第37条 《省略》 2 《省略》

改正後	改正前
3 前2項における提出者の説明および第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>省略することができる。 (付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了を<u>待って</u>議題とする。 (委員長の報告および少数意見者の報告) 第39条 委員会が審査または調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過および結果を報告し、<u>次いで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。 2 《現行どおり》 3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>省略することができる。 4 《現行どおり》 第40条～第43条 《現行どおり》 (委員会の審査または調査期限) 第44条 《現行どおり》 2 前項の期限までに審査<u>または</u>調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 《現行どおり》 2 委員会は、その審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。 第46条～第49条 《現行どおり》 (発言の許可) 第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後でなければならない。 第51条 《現行どおり》 (発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2～3 《現行どおり》 第53条～第54条 《現行どおり》 (発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を<u>超えて</u>はならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言を禁止</u>することができる。	3 前2項における提出者の説明および第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>省略することができる。 (付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了を<u>まって</u>議題とする。 (委員長の報告および少数意見者の報告) 第39条 委員会が審査または調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過および結果を報告し、<u>ついで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。 2 《省略》 3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>省略することができる。 4 《省略》 第40条～第43条 《省略》 (委員会の審査または調査期限) 第44条 《省略》 2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 《省略》 2 委員会は、その審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。 第46～第49条 《省略》 (発言の許可) 第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後でなければならない。 第51条 《省略》 (発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2～3 《省略》 第53条～第54条 《省略》 (発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を<u>こえて</u>はならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

改正後	改正前
3 《現行どおり》 第56条 《現行どおり》 (発言時間および回数の制限) 第57条 《現行どおり》 2 議長の定めた時間および回数の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 第58条～第59条 《現行どおり》 (質疑または討論の終結) 第60条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 質疑または討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 第61条～第62条 《現行どおり》 (緊急質問等) 第63条 《現行どおり》 2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮ら</u>なければならない。 3 《現行どおり》 第64条～第65条 《現行どおり》 (答弁書の配布) 第66条 市長その他の関係機関が、質疑および質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>代える</u>ことができる。 (表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 第68条～第69条 《現行どおり》 (起立による表決) 第70条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名または無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。 (投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、または出席議員2人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2 《現行どおり》 第72条～第75条 《現行どおり》	3 《省略》 第56条 《省略》 (発言時間および回数の制限) 第57条 《省略》 2 議長の定めた時間および回数の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 第58条～第59条 《省略》 (質疑または討論の終結) 第60条 《省略》 2 《省略》 3 質疑または討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 第61条～第62条 《省略》 (緊急質問等) 第63条 《省略》 2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に<u>はから</u>なければならない。 3 《省略》 第64条～第65条 《省略》 (答弁書の配布) 第66条 市長その他の関係機関が、質疑および質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>かえる</u>ことができる。 (表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 第68条～第69条 《省略》 (起立による表決) 第70条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名または無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。 (投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、または出席議員2人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2 《省略》 第72条～第75条 《省略》

改正後	改正前
(簡易表決) 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>諮る</u>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議あるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採ら</u>なければならない。 (表決の順序) 第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採ら</u>なければならない。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に<u>諮って</u>決める。 3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 第78条～第79条 《現行どおり》 (公述人の決定) 第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者およびその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。 2 《現行どおり》 第81条～第84条 《現行どおり》 (会議録の記載事項) 第85条 《現行どおり》 2 議事は、速記法<u>その他議長が適当と認める方法</u>によって記録する。 第86条～第94条 《現行どおり》 (出席委員に関する措置) 第94条の2 この章における出席委員には、<u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。</u> 2 <u>オンラインによる方法での</u>会議の方法<u>その他</u>必要な事項は、議長が別に定める。	(簡易表決) 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に<u>はかる</u>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議あるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とら</u>なければならない。 (表決の順序) 第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とら</u>なければならない。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に<u>はかつて</u>決める。 3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 第78条～第79条 《省略》 (公述人の決定) 第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ<u>文書で</u>申し出た者およびその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。 2 《省略》 第81条～第84条 《省略》 (会議録の記載事項) 第85条 《省略》 2 議事は、速記法<u>によって速記し、または録音機によって録音する。</u> 第86条～第94条 《省略》 (オンライン会議システムを活用した会議) 第94条の2 <u>草津市議会委員会条例（昭和31年草津市条例第17号）第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム（以下「オンライン会議システム」という。）により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項、第119条第2項、第131条第2項および第3項、第137条ならびに第138条第1項の出席委員とする。</u> 2 <u>オンライン会議システムを活用した</u>会議の方法<u>その他</u>必要な事項は、議長が別に定める。

改正後	改正前
第95条 《現行どおり》 (一括議題) 第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に<u>諮って</u>決める。 第97条～第98条 《現行どおり》 (先決動議の表決順序) 第99条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に<u>諮って</u>決める。 (動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前に</u>おいては、<u>委員長の許可を得なければならない。</u> 第101条～第113条 《現行どおり》 (発言の許可) 第114条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 第115条 《現行どおり》 (発言内容の制限) 第116条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を<u>超えて</u>はならない。 2 《現行どおり》 (委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「<u>委員外議員という</u>。」）に対し、<u>その</u>出席を求めて説明または意見を<u>聴く</u>ことができる。 2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の<u>申出</u>があったときは、その許可を決める。 <u>3</u> 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することができる。	第95条 《省略》 (一括議題) 第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に<u>はかつて</u>決める。 第97条～第98条 《省略》 (先決動議の表決順序) 第99条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に<u>はかつて</u>決める。 (動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する</u>。 第101条～第113条 《省略》 (発言の許可) 第114条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 第115条 《省略》 (発言内容の制限) 第116条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を<u>こえて</u>はならない。 2 《省略》 (委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議（オンライン会議システムによる会議を含む。第142条第1項において同じ。）</u>への出席を求めて説明または意見を<u>聞く</u>ことができる。 2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の<u>申し出</u>があったときは、その許可を決める。 《改正後に新設》

改正後	改正前
4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。 (委員長の発言) 第118条 《現行どおり》 2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。 (発言時間の制限) 第119条 《現行どおり》 2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 第120条～第121条 《現行どおり》 (質疑または討論の終結) 第122条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 質疑または討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。 第123条～第124条 《現行どおり》 (答弁書の<u>配布</u>) 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u> (互選の方法) 第126条 《現行どおり》 2～5 《現行どおり》 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に<u>諮り</u>委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。 第127条 《現行どおり》 (表決問題の宣告) 第128条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。	《改正後に新設》 (委員長の発言) 第118条 《省略》 2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員長席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。 (発言時間の制限) 第119条 《省略》 2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 第120条～第121条 《省略》 (質疑または討論の終結) 第122条 《省略》 2 《省略》 3 質疑または討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 第123条～第124条 《省略》 (答弁書の<u>朗読</u>) 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u> (互選の方法) 第126条 《省略》 2～5 《省略》 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に<u>はかり</u>委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。 第127条 《省略》 (表決問題の宣告) 第128条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。